

平成30年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計 (児童相談・女性相談) について

1 浜松市家庭児童相談室とは

家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、厚生事務次官通知(発見第92号昭和39年4月22日「家庭児童相談室の設置運営について」)に基づき、福祉事務所に家庭児童相談室が設置されている。

家庭児童相談室は、児童虐待の防止等に関する法律第6条の子ども虐待に係る通告の受理機関であると共に、児童福祉法第25条の要保護児童通告の受理機関である。また、婦人保護事業における女性相談にも応じている。

2 児童相談種類別対応件数

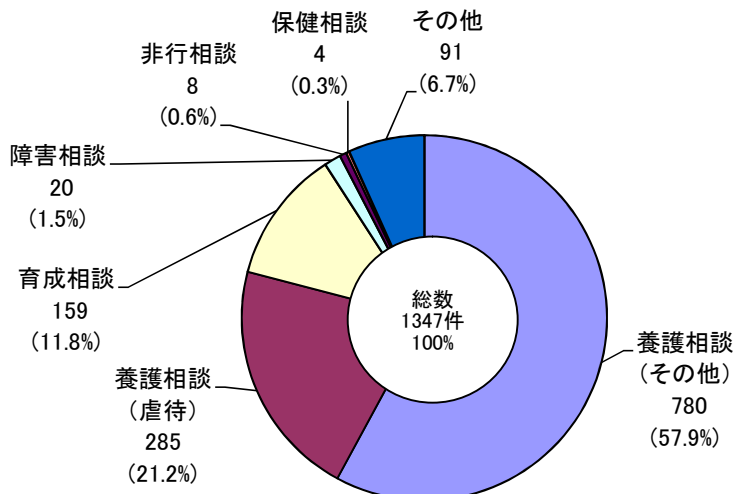
平成30年度の相談対応件数は1,347件で、平成29年度の1,237件と比べ、110件の増でした。また、種類別にみると、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)が780件(57.9%)と最も多く、次いで養護相談の虐待が285件(21.2%)、育成相談159件(11.8%)でした。

【表1】

(単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
H30年度	285	780	4	20	8	159	91	1,347
H29年度	286	692	3	20	4	140	92	1,237
増減	△1	88	1	0	4	19	△1	110

【図1】 平成30年度児童相談種類別対応件数



3 児童虐待対応の状況

(1) 児童虐待対応件数の推移

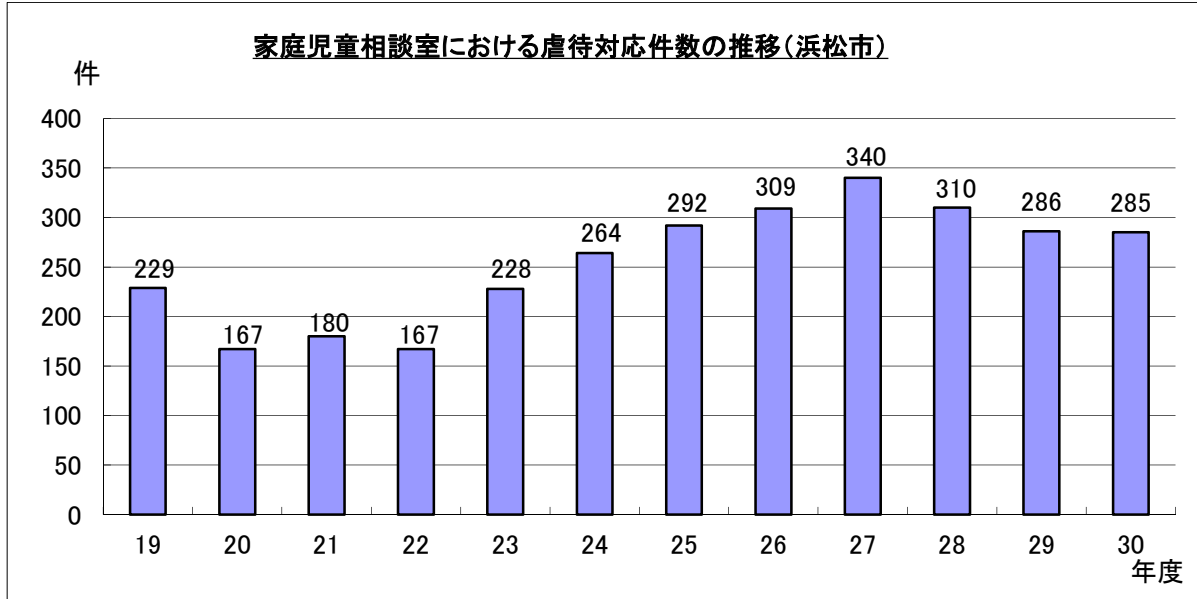
平成 30 年度の虐待対応件数は 285 件で、前年度に比べ 1 件の減でした。

【表 2】

(単位:件)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
浜松市	229	167	180	167	228	264	292	309	340	310	286	285

【図 2】



【児童虐待対応の通告経路】

【表 3】

(単位:件)

	児童相談所	福祉事務所	警察	保健センター	保育所・認定こども園	医療機関	学校等	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
H30年度	20	29	1	58	18	20	64	28	34	13	285
H29年度	6	48	0	30	7	22	93	24	32	24	286
増減	14	△19	1	28	11	△2	△29	4	2	△11	△1

(2) 児童虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、身体的虐待が 140 件(49.1%)と多く、次いで心理的虐待が 76 件(26.7%)、ネグレクトが 68 件(23.8%)、性的虐待が 1 件(0.4%)でした。

【表 4】 (単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
H30 年度	140 (49.1%)	76 (26.7%)	68 (23.8%)	1 (0.4%)	285 (100.0%)
H29 年度	126 (44.1%)	95 (33.2%)	59 (20.6%)	6 (2.1%)	286 (100.0%)
増 減	14	△19	9	△5	△1

(3) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 96 件 (33.7%)、3 歳から学齢前が 91 件 (31.9%)、3 歳未満が 77 件(27.0%)、中学生が 16 件(5.6%)の順でした。

【表 5】 (単位:件)

	0 歳 ～ 3 歳未満	3 歳 ～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
H30 年度	77 (27.0%)	91 (31.9%)	96 (33.7%)	16 (5.6%)	5 (1.8%)	285 (100.0%)
H29 年度	51 (17.8%)	84 (29.4%)	116 (40.6%)	26 (9.1%)	9 (3.1%)	286 (100.0%)
増 減	26	7	△20	△10	△4	△1

(4) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 182 件(63.9%)、次いで実父の 76 件(26.7%)でした。

【表 6】 (単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
H30 年度	182 (63.9%)	76 (26.7%)	5 (1.7%)	16 (5.6%)	6 (2.1%)	285 (100.0%)
H29 年度	157 (54.9%)	105 (36.7%)	2 (0.7%)	13 (4.6%)	9 (3.1%)	286 (100.0%)
増 減	25	△29	3	3	△3	△1

(5) 対応種別別件数

最も多いのは継続指導の178件であり、全体の62.4%を占めており、次いで、短期で終わる指導の78件(27.4%)でした。

【表7】

(単位:件)

	短期で 終わる指導	家庭児童相 談室の継続 指導	他機関 あっせん	児童相談所 送致	計
H30年度	78 (27.4%)	178 (62.4%)	0 (0%)	29 (10.2%)	285 (100.0%)
H29年度	70 (24.5%)	187 (65.4%)	1 (0.3%)	28 (9.8%)	286 (100.0%)
増減	8	△9	△1	1	△1

4 女性相談の状況

(1) 女性相談件数の推移

平成30年度の女性相談件数は1,026件で、そのうちDV*相談は397件でした。

*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)に基づく配偶者(離婚後及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者含む)からの暴力

【表8】

(単位:件)

浜松市	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	673	749	869	1,030	1,101	1,136	1,319	1,181	1,199	1,129	972	1,026
(再掲・DV)	(229)	(250)	(274)	(348)	(439)	(426)	(438)	(447)	(433)	(426)	(371)	(397)

【図3】

